

安全データシート (SDS)

1 製品及び会社情報

製品名 : NS 塗装用テーププライマー

会社 : 株式会社中島商会

住所 : 〒700-0904 岡山県岡山市北区柳町2丁目2-23

電話番号 : 086 (232) 2711

作成日 : 2018 (平成 30) 年 3 月 9 日

改定日 : 平成 年 月 日

2 危険有害性の要約

最も重要な危険有害性及び影響

GHS 分類

物理化学的危険性 健康有害性

エアゾール 区分 1
急性毒性 (吸入: 蒸気) 区分 4
皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分 2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分 2A
生殖毒性 区分 1A+授乳影響
特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分 2 (中枢神経系)
特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分 3 (麻酔作用 気道刺激性)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 区分 1 (神経系)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 区分 2 (腎臓 中枢神経系)

環境有害性

吸引性呼吸器有害性 区分 1
水生環境有害性 (急性) 区分 2
上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHS ラベル要素

絵表示またはシンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

H222 極めて可燃性又は引火性の高いエアゾール
H229 高压容器: 熱すると破裂のおそれ
H304 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
H315 皮膚刺激
H319 強い眼刺激
H332 吸入すると有害

- H335 呼吸器への刺激のおそれ
- H336 眠気又はめまいのおそれ
- H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
- H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ
- H371 中枢神経系の障害のおそれ
- H372 長期にわたる、又は反復ばく露による神経系の障害
- H373 長期にわたる、又は反復ばく露による腎臓、中枢神経系の障害のおそれ
- H401 水生生物に毒性

注意書き

安全対策

- 使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
- すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202)
- 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
- 裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。(P211)
- 容器を密閉しておくこと。(P233)
- 使用後を含め、穴をあけたり燃したりしないこと。(P251)
- ガスを吸入しないこと。(P260)
- ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)
- 粉じん、ヒュームを吸入しないこと。(P260)
- 妊娠中、授乳中は接触を避けること。(P263)
- 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
- 取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
- この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
- 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)
- 環境への放出を避けること。(P273)
- 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

応急措置

- 飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。(P301+P310)
- 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)
- 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
- 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
- ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313)
- 気分が悪い時は、医師に連絡すること。(P312)
- 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)
- 特別な処置が必要である。(P321)
- 無理に吐かせないこと。(P331)
- 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)
- 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)
- 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)

保管

- 換気の良い場所で保管すること。(P403)
- 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)
- 施錠して保管すること。(P405)
- 日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。(P410+P412)

廃棄

- 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別：混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
SDS3法対象成分は下記参照（注1）					

労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）	トルエン（法令指定番号：407）（5%未満） ヘキサン（法令指定番号：520）（20%～30%）
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）	第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）	トルエン（法令指定番号：300）（4.2%） ノルマル-ヘキサン（法令指定番号：392）（30%）

4 応急措置

- 吸入した場合：蒸気・ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にし、医師の診断を受ける。
呼吸困難または呼吸が停止しているときは、直ちに人工呼吸を行い、速やかに医師の手当てを受ける。
- 皮膚に付いた場合：汚染された作業服、靴等は速やかに脱ぐ。
多量の水と石鹼で洗う。溶剤、シンナーを使用してはならない。
外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合には医師の診断を受ける。
- 目に入った場合：直ちに清浄な流水で15分以上洗眼し、医師の診断を受ける。
洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球とまぶたのすみずみにまで水がよくいきわたるように洗浄する。
コンタクトレンズ着用の場合は、容易であれば外して洗浄する。
- 飲み込んだ場合：水で口をすすぐ。
無理に吐かせてはいけない。
被災者に意識がない場合には、口から何も与えてはならない。
直ちに医師の手当てを受ける。
- 応急措置をする者の保護：適切な保護具を着用する。（8.暴露防止及び保護措置の項を参照）

5 火災時の措置

消火剤	火災の場合は泡、粉末、炭酸ガス、乾燥砂を使用する。
使ってはならない消火剤	棒状注水。（火災を拡大し危険な場合がある）
特有の消火方法	指定の消火剤を使用する。 消火活動は風上から行う。 可燃性のものを周囲から素早く取り除く。 周囲の設備などに散水して冷却する。
消火を行う者の保護	適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

回収が終わるまで十分な換気を行う。
 作業の際には適切な保護具を着用する。
 (8.ばく露防止及び保護措置の項を参照)
 関係者以外は近づけない。

環境に対する注意事項

漏出した物質が下水や排水溝へ流出、
 また地下へ浸透することを防止する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材
 二次災害の防止策

砂・布などに吸収させて密閉できる容器に回収する。
 付着物・廃棄物等は、関係法規に基づいて処置をする。
 付近の発火源となるものを速やかに取り除く。

7 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、
 保護具を着用する。
 使用機器類は防爆構造とし、設備には静電気対策を実施する。
 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。

安全取扱注意事項

取扱う前に、本SDSの安全注意を読み理解する。
 取扱い後には身体、顔、手、眼等をよく洗う。

保管

安全な保管条件

直射日光・湿気を避け、換気の良い場所(冷暗所等)に保管する。

8 暴露防止措置及び保護処置

	管理濃度	許容濃度 (産衛学会)	許容濃度 (ACGIH)
トルエン	20ppm	50ppm(188mg/m ³)(皮)	TWA 20ppm, STEL -
n-ヘキサン	40ppm	40ppm(140mg/m ³)(皮)	TWA 250ppm, STEL (Skin)

設備対策

屋内作業場には、蒸気の発散源を密閉する設備又は局所排気装置を設置する。
 取扱い場所の近くに洗身シャワー、手洗い、洗顔設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

保護具

呼吸器の保護具

送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを着用する。

手の保護具

不浸透性の保護手袋 (ゴム手袋等) を着用する。

眼の保護具

保護眼鏡 (側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型等) を着用する。

皮膚及び身体の保護具

作業着、長靴、前掛け等を着用する。

9 物理及び化学的性質

外観

形状	液体
色	淡黄色
引火点	-22℃(密閉式/原液)
比重(密度)	約 0.73(原液)

10 安定性及び反応性

化学的安定性	通常の取扱い条件においては安定である。
危険有害反応可能性	情報なし。
避けるべき条件	情報なし。
危険有害な分解生成物	シ情報なし。

11 有害性情報

急性毒性

吸入

混合物の ATEmix 計算結果が 2500ppm を超え、20000ppm 以下のため、急性毒性(吸入：蒸気) 区分 4 に該当する。

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分 2 の成分合計が 10%以上のため、区分 2 に該当する。

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分 2A の成分合計が 10%以上のため、区分 2A に該当する。

生殖毒性 生殖毒性 区分 1A の成分が 0.3%以上のため、区分 1A に該当する。

授乳影響の成分が 0.3%以上のため、授乳影響に該当する。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分 1(中枢神経系)の成分が 1%以上 10%未満のため、区分 2(中枢神経系)に該当する。

特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分 3(麻酔作用)の成分合計が 20%以上のため、区分 3(麻酔作用)に該当する。

特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分 3(気道刺激性)の成分合計が 20%以上のため、区分 3(気道刺激性)に該当する。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 区分 1(腎臓)の成分が 1%以上 10%未満のため、区分 2(腎臓)に該当する。

特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 区分 1(中枢神経系)の成分が 1%以上 10%未満のため、区分 2(中枢神経系)に該当する。

特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 区分 1(神経系)の成分が 10%以上のため、区分 1(神経系)に該当する。

吸引力呼吸器有害性

吸引力呼吸器有害性 区分 1 の成分が 10%以上であり、かつ、動粘度が 20.5mm²/s 以下のため、区分 1 に該当する。

12 環境影響情報

水生環境有害性(急性)

(毒性乗率×10×区分 1)+区分 2 の濃度合計が 25%以上のため、水生環境有害性 (急性) 区分 2 に該当する。

1 3 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

汚染容器及び包装

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
空容器を廃棄する時は、内容物を完全に除去した後に処分する。

1 4 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報	IMO の規定に従う。
UN No.	1950
Proper Shipping Name	AEROSOLS
Class	2.1
Marine Pollutant	Not applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code.	Not applicable
航空規制情報	ICAO/IATA の規定に従う。
UN No.	1950
Proper Shipping Name	AEROSOLS
Class	2.1

国内規制

陸上規制	消防法、道路法等の規定に従う。
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	1950
品名	エアゾール
国連分類	2.1
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1950
品名	エアゾール
国連分類	2.1

特別の安全対策

取扱い及び保管上の注意の項の記載に従う。
運搬に際しては、容器の漏れのないことを確かめ、
転倒・落下・損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

緊急時応急措置指針番号 126

15 適用法令

化審法	優先評価化学物質（法第 2 条第 5 項）
労働安全衛生法	第 2 種有機溶剤等（施行令別表第 6 の 2 ・有機溶剤中毒予防規則第 1 条第 1 項第 4 号） 作業環境評価基準（法第 6 5 条の 2 第 1 項） 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第 5 7 条第 1 項、施行令第 1 8 条第 1 号、第 2 号別表第 9） 危険物・引火性の物（施行令別表第 1 第 4 号） 危険物・可燃性のガス（施行令別表第 1 第 5 号） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第 5 7 条の 2、施行令第 1 8 条の 2 第 1 号、第 2 号別表第 9）
水質汚濁防止法	指定物質（法第 2 条第 4 項、施行令第 3 条の 3）
消防法	第 4 類 第一石油類（非水溶性）
悪臭防止法	特定悪臭物質（施行令第 1 条）
大気汚染防止法	有害大気汚染物質、優先取組物質（中央環境審議会第 9 次答申） 有害大気汚染に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第 9 次答申) 揮発性有機化合物（法第 2 条第 4 項）（環境省から都道府県への通達）
船舶安全法	高圧ガス（危規則第 3 条危険物告示別表第 1）
航空法	高圧ガス（施行規則第 1 9 4 条危険物告示別表第 1）
港則法	その他の危険物・高圧ガス（法第 2 1 条第 2 項、規則第 1 2 条、危険物の種類を定める告示別表）
道路法	車両の通行の制限（施行令第 1 9 条の 1 3、 （独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第 1 2 号・別表第 2）
化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法）	第 1 種指定化学物質（法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1）
毒物及び劇物取締法	該当しない

16 その他の情報

参考文献

- ・日本ケミカルデータベース株式会社 データベース
- ・使用原料 SDS

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。また、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。

注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。

成分情報及び適用法令の詳細につきましては、弊社営業へ別途お問い合わせください。

（注 1）SDS 3 法とは、化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法）、労働安全衛生法（第 5 7 条の 2）、毒物及び劇物取締法を指します。